

小児CPAOA事例の死亡確認をした際に 警察届出をすべきかどうか？

- ・ 死因が不詳
- ・ 外因による死亡， またはその疑いが否定できない場合
（事故， 自他殺， 中毒， 窒息， 溺水， 火災， 熱中症など病死以外のすべて）
- ・ 直接死因は推定されるが， その原因となるような原死因が不詳
（「低酸素脳症」「急性心不全」「肺水腫」等あるが， 原因となる疾患が確定できない）
- ・ 診断名に”疑い”がつく（確定診断できていない）

いずれかの項目に当てはまる

全ての項目が100%いいえ

・ 死因の病名（原死因）が確定できている

はい

・ 以前から診療中の病気の、予想通りの悪化による死亡

いいえ

100%はい

警察署へ届出

死亡診断書を作成

*ここでの警察署への届出は医師法21条届出です
原因不明の、特に外因の可能性のある急変等に関しては
院内マニュアル等に従って適切に警察通報を行ってください。

*予想より速く持病が悪化したと思われる場合、
その他の要因の考慮が必要です。
(ex. 既往の心不全と窒息や薬剤性等による肺水腫の画像鑑別は困難です)

死亡診断書の作成には注意が必要です

※CPAOAでは確定診断が困難な事例が多く含まれます。例えば……

- ・ RSウイルスやインフルエンザウイルスなどの迅速検査が陽性など、急性疾患の罹患の証明があっても、
それが直接的な死因になったかどうか判断する必要があります。
- ・ CTで肺野に浸潤影があったとしても、
肺炎や肺水腫などの病的な変化と、死後変化や輸液等の蘇生行為に伴う変化との鑑別は非常に困難です。
- ・ もやもや病の既往のある脳内出血でも、目撃なしの急変では外因性を否定できません。
- ・ 事故や溺水などの外因や、原因不明の低酸素脳症などによる重症心身障害児が、
繰り返す誤嚥性肺炎で亡くなった場合も、原死因は外因死または不詳の死となりますので届出が必要です。

その他の具体例は、参考資料内の「異状死なんでも相談」にもありますのでご参照ください。

「警察届出すべきかどうか分からない」「届出をしたが、警察に取り合ってもらえなかった」など、
警察届出に関する疑問に対し、千葉大学法医学教室では県内医療機関限定で相談窓口を設けています。
小児事例に限定するものではありません。詳しくは参考資料内の「異状死なんでも相談」をご参照ください。

参考：日本法医学会HP内「異状死ガイドライン」<http://www.jslm.jp/public/guidelines.html>

千葉大学大学院附属法医学教育研究センターHP内「異状死なんでも相談」<http://www.m.chiba-u.ac.jp/class/houi/topics/topics-5.html>

警察届出から法医解剖の流れ

病院

死体に異状があると思われる時に警察届出

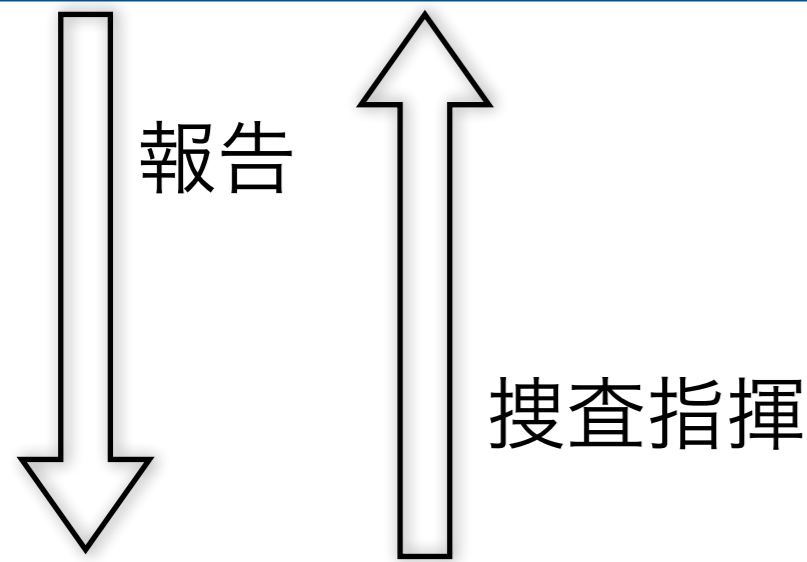
24時間以内

↓ 所轄署警察官がご遺体を警察署へ運搬

警察（所轄署） 各地域の担当

1. 初動捜査 + 県警本部検視係 に連絡
2. 警察医(開業医) に連絡し、検案書を作成してもらう
3. 検視係が所轄署に来て（臨場）遺体の外表を観察し（検視）
必要に応じて追加の捜査を指示する

約1～2日以内程度



県警本部検視係 主に犯罪の関与した可能性（事件性）があるかどうかで解剖の要否を判断

- ・ 事件性が否定できない or 解剖をしておきたい ⇨ 司法解剖
- ・ 事件性は否定的 and 解剖はしておきたい and 遺族同意あり ⇨ 死因・身元調査法解剖
- ・ 事件性は否定的 and 警察的に解剖は不要 and 遺族解剖希望 ⇨ 準行政解剖（いわゆる行政解剖）
- ・ 事件性は否定的 and 警察的に解剖不要 and 遺族解剖希望なし ⇨ 埋葬

司法解剖

千葉県警

令状請求

解剖依頼
遺体搬送

裁判所

鑑定処分許可状

法医学教室

- ・ 手続き上は捜査の一環だが、**司法解剖になる ≠ 犯罪である**
(誰も逮捕されない場合もある)
- ・ 遺族の同意は不要（強制力が有る）
- ・ 裁判にならない場合（=大多数）
- ・ 結果開示には捜査機関の同意が必要

死因身元調査法解剖

千葉県警

解剖依頼
(所轄警察署長名義)
遺体搬送

法医学教室

- ・ 令状請求は不要
(警察署長の権限で実施)
- ・ 法的には遺族同意不要
(運用上は同意取得あり)
- ・ 結果は警察へ報告
: 医学的知見の利用が可能

準行政解剖

千葉県警

遺族同意書取得
県庁に送付

遺族

千葉県庁

遺体搬送

依頼書Fax

法医学教室

- ・ 公衆衛生の向上を目的とする、**県費による承諾解剖**
- ・ 従来の手続きは警察による
- ・ 医師主導でも実施が可能
- ・ 結果は遺族へ開示

法医解剖の流れ

全身CT撮影

・ 頭頂から足部まで

外表観察

・ 損傷の観察記録

内景検査

- ・ 頭蓋, 胸腔, 腹腔の観察
- ・ 臓器の検索, 検体採取
- ・ 皮下, 筋肉の観察

各種検査

- ・ 病理組織検査
- ・ 薬毒物, 感染症, 血液, 尿検査 etc

報告

数時間～半日程度

- ・ 解剖終了後, 切開創を縫合し, ご遺体を洗浄します
- ・ ご遺体は警察・葬儀屋さんを介して, ご遺族の元にお返しします
- ・ 当日中に仮報告書を警察にお渡ししています

数か月～半年程度

- ・ 必要に応じて種々の検査を実施します
- ・ 小児の場合, 遺伝子検査などの時間を要する検査が必要な場合もあり, 1年以上かかることもあります

準行政解剖（行政解剖）以外では、遺族は直接解剖の結果（鑑定書/報告書）を受け取ることはできませんが、遺族は千葉大学法医学教室に「死体検案書」の発行を希望することにより、解剖を含めた全ての検査結果を踏まえた死体検案書を受け取ることができます（文書料がかかります）。

正確な死因診断のために、病院搬送時データ、画像情報、カルテが有用となります。

警察から捜査情報として求められた際にこれらを提出することは個人情報保護法違反にあたらないと考えられます。